

三井文庫所蔵の三都・非人関係史料

塚田孝

はじめに

(以下に述べる史料のうち特にことわりがないものはすべて三井文庫所蔵史料である。)

1 江戸

近年、越後屋三井が三都において形成している様々な契機による社会的ネットワークの解明が進められた^①。そこでは、経営内については店表の奉公人だけでなく台所方の奉公人をも視野におさめ、また、店への出入関係、抱屋敷の町屋敷經營、居町およびその周辺という地縁関係などの契機によって三井が都市民衆と向きあい、社会的関係を形成していたことが明らかにされってきた。このような社会的諸関係の一部に非人との関係も含まれていた。そのため、三井文庫所蔵史料の中にも非人に関するものが断片的にはあるが、存在している。ここでは、そのうち、比較的まとまりのあるデータ・史料を紹介し、都市社会における非人の位置づけを考える一助としたいと考える。

第1～4表は、江戸の本店一巻に属する各店から、非人（報謝）銭・仕切銭・仕着施料などの名目で、非人に恒常に支出された銀高の一覧である。この支出は、本店一巻の帳簿組織の中における「小遣目録」（本店）・「小遣方目録」（向店・芝口店）という帳面に記帳されている。^②第5表は、江戸両替店より「御精進日井日々少々宛遣候非人（報謝）銭当季分」の名目で非人に支出された金銀高の一覧である。これは江戸両替店の勘定目録である「江戸店目録留」（本一七七八～本一七八七）の

中の「店前入目」に計上されたものである。

これらの出銀の性格は、町人と非人小屋頭の間で結ばれる仕切関係に伴なうものと考えられる。⁽³⁾ 仕切関係とは、「町人方」よりは「仕切候小屋頭」のみに米錢を施し、「仕切候小屋頭」の側では「外物貰非人とも（町人方の）門口へ為立不申」ようするという関係である。この仕切関係には、「仏事祝儀」などの際の吉凶勧進に対応した「仕切」と、「三日五節句」などの定式勧進に対応した「月並仕切」の二形態があつた。

さて、各店毎に、支出名目の表現に若干の差異がある。とくに、芝口店の場合には、文政元年（一八一八）春季から明治四年（一八七一）春季まで全期間にわたって「非人松右衛門仕切（節句）錢」と「報謝錢」とが別項目となつてゐるが、本店・向店の場合には一括して計上されている。別稿において、これら一括した金額を「仕切錢」として分析したが、⁽⁴⁾ ①系列—「孫左衛門・甚五郎仕着施料」（本店）・「番錢」（向店）・「非人松右衛門仕切（節句）錢」が、月並仕切錢であり、⁽⁵⁾ ②系列—「非人（報謝）錢」（本店）・「非人錢」（向店）・「報謝錢」（芝口店）は、仕切錢であると考えるべきかもしだれない。江戸両替店よりの出金は「非人（報謝）錢」として名目の点でも一括されている。

しかも、「御精進日并日々少々宛遣候」とあり、特定の非人への仕切錢ではなく不特定の非人の個別の勧進に応じたものの集計であるかのようにも見え、このことは逆に本店一巻各店の①

系列の出銀（報謝錢）も仕切錢ではない可能性を示唆するものと思われるかもしれない。しかし、享和二年（一八〇二）秋季の出銀項目には「御精進日并日々少々宛遣候非人錢」且出水二付御助被遣とも当季分とあり、「出水ニ付御助」は、非人一般に対する「御助」とは考え難く、やはり特定の恒常的な関係を想定せざるをえない。つまり「非人（報謝）錢」は仕切錢と考えざるをえないものである。いずれにしろ、江戸三井本店一巻各店および両替店は、「悪ねだり」対策のため、特定の非人と仕切関係を結んでいたことを確認しうる。

本店は、一八世紀初めには、孫左衛門といふ非人一人との間に、一九世紀には孫左衛門・甚五郎といふ二人の非人との間に仕切関係を結んでいたことが確認できる。なお、この孫左衛門・甚五郎は、長期に同一の名前が確認できるので、ある非人個人の名前とは考えられない。吉田伸之氏は、三井各店の施行・合力を分析して、非人は出入層のうち、台所出入（なかんずく町の機能に連なる部分）に位置づくとされた。そこで分析された施行・合力の関係史料にも孫左衛門・甚五郎の名が見える。⁽⁶⁾ 次にくつか例示してみよう。

① 安政五年（一八五八）二月一〇日の江戸本船町より出火の火灾に際しての（但し、店舗は遁火）合力・心付（内永書）
本一四一丙）――
「右何れも出火之砌早速駆付、致手伝候ニ付心付」とまとめ

られた中の本店分に次の如くある。

「一錢サ舟文宛 非人孫左衛門・甚五郎

「武人」

(乙) 安政六年正月に行なわれた、前年一月一五日の下谷陣場

小路より出火の火事（駿河町店々并御抱屋敷數ヶ所中店並も
御類焼）についての合力（「内永書」本一四一丙）――
本店分の内に次の如くある。

「一錢サ舟文ツ、非人両人」

(ハ) 文久元年（一八六一）五月に「昨年已來米穀始諸色格外高

直之折柄ニ付」行なわれた施行（「内永書」本一四一丙）――
本店「台所之分」の中に次の如くある。

「一鳥目イバ文宛 非人孫左衛門 本向組合孫太郎 同角内

「マダ文 三人」

「江戸糸見世」分の中に次のようにある。

「一錢イバ文 非人孫太郎 角内 ベ武人サ舟文ツ、」

(二) 慶応三年（一八六七）七月に行なわれた、前年一月の神

田永富町より出火の火事（「本店無難相遁れ」たが、「向店并

糸見世共御類焼」に際しての合力・骨折料（「内永書」本一
四一丙）――

本店の分に次のようにある。

「一錢イバ文 非人孫左衛門」

以上の例からも、本店と恒常的な関係をもつてゐる非人は、

孫左衛門・甚五郎の兩人であることが確認できる。江戸糸見世
との関係が知られる孫太郎・角内が、「本向組合」とされてい
ることも注目されるが、この兩人についてはこれ以上の詳細は
知られない。

次に向店との関係をもつ非人について見よう。「小遣方目録」
の出錢項目には、対象の非人の名前は見えない。ここで、本店
の場合と同様、施行・合力の際にどのように表わされるかを見て
みよう。

前掲(イ)の場合――

「出火之砌早速駆付致手伝候ニ付心付」の向店分の中に次
のようにある。

「一錢イバ文 非人芳兵衛」

前掲(ハ)の場合――

向店の分に次のようにある。

「一錢イバ文 非人由兵衛」

前掲(ハ)の場合――

向店「台所之分」に次のようにある。

「一錢イバ文 非人親方七兵衛」

前掲(二)の場合――

向店の分に次のようにある。

「一錢イバ文 非人七兵衛」

向店と恒常的な関係をもつてゐる非人は、七兵衛・由兵衛の

二人であることがわかる。特に(1)において、七兵衛の肩書が「非人親方」となっていることは、後述のように仕切関係を結びうるのが非人小屋頭であるという点とかかわって注目しておきたい。

次に芝口店の場合についてみよう。芝口店の「小遣方目録」の支出項目には「非人松右衛門」の名前が見えるが、施行・合力に関する史料では、別の名前が見える。

前掲(1)の場合――

芝口店「台所之分」の中に次のようにある。

「一錢(二貫)⁽²⁾文
〔^{非人頭}甚左衛門〕 長太 メ武人 ^(五百)サ舟文宛」

芝口店の場合、仕切銭に関わっては松右衛門、施行・合力に関わっては甚左衛門・長太の名前が見られる。両者の史料に見える時期が異なるので、単なる時期による変化とも考えられるが、本店の場合、人が変わつても同じ名前が使われていたことからみて、両者のくいちがいは、別の意味を持つているかもしれない。本店・向店が浅草非人頭車善七の持場内にあるのに対し、芝口店が品川非人頭松右衛門の持場内にあるためのちがいであろうか。仕切銭の支出項目の「松右衛門」が非人頭松右衛門にあたるとすれば、仕切関係の実際的な在り方から判断して、「松右衛門」は単なる名目の可能性が強い。芝口店にとって通常のものである仕切銭の支出には非人または非人一般を松右衛門といふ名前で代表させていたといえるのではなかろうか。そ

れが、施行・合力の場合、通例的なことではなく、その時の一回的な事実のため、より具体的な事実が史料に記されたのではなかろうか。それが、甚左衛門・長太である。すなわち、松右衛門は「非人」一般的の代名詞で、芝口店と恒常的な関係を結んでいた非人は、芝口店の側からは具体的には甚左衛門・長太という名前で呼ばれていた者だったのではないか。

なお、江戸両替店と仕切関係を結んでいる非人の名前については不詳である。

さて、三井本店一巻各店と恒常的な関係をもつ非人として、本店については孫左衛門・甚五郎が、向店については七兵衛・由兵衛が、芝口店については甚左衛門・長太の名前が知られ、その他江戸糸見世と本店・向店組合として孫太郎・角内が知られた。ところで、仕切関係を結ぶことができる者は、非人組織の中で「其町内を勤進場所ニ預り居候小屋頭」であった。天保一四年(一八四三)の「市中」河岸地の非人小屋書上げは、「市中」河岸地の非人小屋を網羅したものである。先の三井と関係をもつ非人の名前のうち、七兵衛の可能性のある「伊勢町河岸」小屋頭七兵衛以外に、この書上げに同じ名前を拾うことができるない。この七兵衛にしても、同一人である可能性があるにすぎず、一般的には三井各店と関係をもつ非人の名前を見出せないということができるよう。このことは、別稿において考察した、一人の非人の非人組織の内での名前と町方・町人

との間で用いられる名前が異なる場合が間々見られることと関係しているものと考えられる。つまり、三井各店と仕切関係を結んでいる非人たちは、当然その地域を勧進場としている非人小屋頭であると考えられるが、非人組織内においては別の名前で登場しているものと想定されるのである。同一の非人が、非人組織内での名前と町方との間での名前が異なることは、両者の社会関係の質にかかわるものと考えるが、その点は別稿を参照いただきたい。

さて、仕切関係とこれらの表にかかわって、関係の始期、額の変化の二点を考えておきたい。まず、仕切関係の始期について。寛政元年（一七八九）の史料によれば、仕切関係は町方・町人がすべて結んでいるわけではない。つまり、非人の「悪ねだり」対策が必要な層が結ぶのであり、「悪ねだり」対策の必要でない場末の町人や店借りの者たちは結んでいなかつたものと推定されるのである。⁽⁸⁾このことは、仕切関係は、「悪ねだり」対策の必要な者から個別的に結ばれていくもので、ある時点で一斉に結ばれるようなものではないということを意味している。

「小遣目録」「小遣方目録」が連年残り始める文政元年（一八一八）以前は、ごくわずかの年のデータしかえられないが、本店については、宝永～正徳期には、一九世紀に見られる仕切錢と全く同性格の出錢が記帳されている。一方この頃の「江戸二丁目店小遣方目録」は宝永七年（一七一〇）春・秋季、正徳元年

（一七一）春・秋季、正徳三年秋季の五冊が残されているが、仕切錢と考えられる出錢は一切記載されていない。向店の元文五年（一七四〇）春季の「小遣目録」には「非人錢」が計上されている。江戸両替店の場合、「江戸店目録留」によつて天明六年（一七八六）春季分より連年のデータがえられるが、享和元年（一八〇二）までは「非人（報謝）錢」の支出はまったく記されていない。享和二年春季より仕切関係という形式に結晶したと見なすことができよう。以上のことより、三井各店のうちでも、「悪ねだり」対策の切実性に応じて個別的に結ばれていたことがわかる。本店一巻では、一八世紀初頭にはすでに仕切関係が結ばれている場合があり、一八世紀の中頃にはほぼすべてに仕切関係が結ばれたが、両替店は、一九世紀初頭まで遅れたものと思われる。これは、仕切関係は必要に応じて個別的に結ばれていくという点を裏づけるとともに、本店における早期の仕切関係が一八世紀初頭にまでさかのぼるものであることを示している。さらに本店一巻の営業と両替店の営業とでは、「悪ねだり」による営業への支障は前者においてより切実だったことを示していると考えられる。

次に、金額の変化について連年のデータの得られる一九世紀についてみておこう。一九世紀の本店一巻各店の金額の推移は第1図に示した通りである。一八世紀についてみれば、一八世紀初頭に本店は一季当り銀一五〇目弱から銀三〇〇目台に急増

するが、その後は、一九世紀初頭の銀四〇〇目前後の所までの変化は分らない。向店は一八世紀中頃には銀一五〇日程であつたが、一九世紀初頭には銀三〇〇目前後に達していた。第一図によつて、本店・向店・芝口店の仕切錢の推移を見て、第一に、

年間にて銀数百目に及ぶ多額の金錢が恒常に非人に支出されていたことが注目される。第二には、本店の場合に最も典型的に表われているのだが、おおまかには天保飢饉の頃上昇して高値安定し、幕末にいたつて再び高まるという変化をたどつてゐる。この仕切錢の推移の意味づけについては別に論じたことがあるのでここでは触れない。江戸両替店からの仕切錢「非人（報謝）錢」は、金額は一定していなが、天保期中頃までは、金が四～六両で銀が一〇目ほどであったが、それ以後は金がほぼ三両で銀が数十目になる。同時に天保頃までは、やや変動が見られるが、それ以後は金額の固定化にむかうようである。

以上のような江戸各店よりの仕切錢は、近世から近代への転換に伴なつて、明治四年（一八七二）八月の「賤称廃止令」を前後して、消滅していくのである。

帳されている。

大坂においても、江戸の仕切關係と同質の關係が見られた。以前に筆者はこれを、特定の非人が町方（旦那）に恒常に出入りする關係であるといふ点から、旦那出入關係と呼んだことがある。そこでは、おおよそ次のようない点を指摘した。この關係を結ぶ当事者は町（もしくは町人）と垣外若キ者であつたが、どの若キ者が当事者たりうるかは、垣外番株の所持という非人組織の内部秩序に依存していた。町と出入口の垣外若キ者との金錢授受關係をみると、(1)布施米錢、(2)奉加物（節季候・大黒舞・鳥追い）、(3)垣外番貨、(4)吉凶祝儀の四種類に概括でき、垣外若キ者にとって垣外番株をもつ町とは、弟子を垣外番として派遣しうる町であるとともに、定式・吉凶の勧進の得意町だったのである。町の側で垣外番をおく最大の要因は「非人制道」すなわち「悪ねだり」対策であることはいうまでもない。なお、非人組織内での垣外若キ者—弟子（＝垣外番）という用語法に対しても、町方では垣外番—若キ者と逆転して用いられることがあり注意を要する。

以上のことをふまえて、大坂本店からの「垣外番」名目の支出について考えてみたい。『大阪市史』三・四巻に収められた町触の中から、天保七年（一八三六）一月五日付に「高麗橋壱丁目垣外番天満長吏下若キ者林助弟子長兵衛」、文久二年（一八六二）九月一九日に「高麗橋壱丁目垣外番天王寺長吏下

若キ者利助弟子長兵衛」を拾うことができる。大坂本店の所在する高麗橋一丁目の垣外番が存在したことは明らかであるが、第6表の「垣外番」支出が、この「町」の垣外番給の分担部分であるかどうかは、考慮の余地がある。「守貞漫稿」によれば、「垣外番」について、「毎坊一人置之、又巨戸ニハ戸口特ニ小屋ヲ造リテ一人置之、昼夜戸口ヲ守ラスルモノアリ」とあるからである。このことは、非人組織内の垣外番株の中に「一軒番株」という形式が存在することと対応している。銀数十目から幕末維新期の銀数百目に及ぶ「垣外番」への多額の支出は「町」の垣外番給の分担である可能性とともに、「巨戸」大坂本店が独自において垣外番の給料である可能性も残るといえよう。

さて、参考のために第6表をはなれて、大坂両替店と高麗橋三丁目の「町」の垣外番について若干触れておきたい。高麗橋三丁目の「町」の垣外番として「垣外番」某とその弟子と考えられる「丁ノ勘四郎」が存在していたことが知られる。⁽¹²⁾ 三井大坂両替店の譲り替えや代判替え、あるいは同町内での屋敷買取りに際して、町の機能に連なる者たちへの出銀の中に、「垣外番」某と「勘四郎」への出銀が確認される。⁽¹³⁾ これは、彼らの「町」の垣外番としての位置にふさわしい。この「垣外番」某は「道頓堀占參り候垣外番之もの」(「年中勘定仕法帳」統一一四一一二)とあり、高麗橋三丁目は道頓堀垣外の繩張りであることがわかる。

さて、三井文庫所蔵史料中に、三井両替店宛の鳶田長吏の請取など十数点が残存している。以下、参考のためこれを掲げる。

○《番給銀先渡ニ付鳶田長吏吉左衛門嘆願書》(続五八一三)
「乍憚以書付奉願上候

「毎度奉願上候儀憚多奉存候得共、私儀近年病身ニ罷成、其上当春以来病氣ニ為取合、殊之外難儀仕候、何卒来五年番給銀御先渡シ被下度奉願上候、被為御聞届成下候ハヽ、御憐愍難有奉存候、以上

○ 寛政四年子十一月
鳶田吉左衛門⁽¹⁴⁾

三ツ井御両替店

御手代衆中様

」

○《鳶田長吏番質先渡受取証》(続七〇一四)

「覚

一錢七貫八百文 但九匁替

代銀七拾日武分

右者來子正月より六月迄六ヶ月分番質、先渡被成下難有體受

取申所、依^而如件

天保十九年十二月

三井両替

鳶田長吏
又七⁽¹⁵⁾

御店

」

(以下、続七〇—四には、同形式の請取一〇通が続くため年代順に内容だけを摘記する。)

天保一二年（一八四二）七月 糜田長吏久三郎→三井両替店

当七〇一二月 糜田長吏久三郎→三井両替店 翌一〇六月

天保一二年一二月 糜田長吏久三郎→三井両替店 翌一〇六月

（閏月含む）番賃先渡し錢七貫八〇〇文（銀七一匁九九）

天保三年七月 糜田長吏久三郎→三井両替店 当七〇一二月

番賃先渡し錢七貫八〇〇文（銀七九匁一七）

天保五年一二月 糜田長吏久三郎→三井両替店 翌一〇六月

番賃先渡し錢七貫八〇〇文（銀七八匁）

嘉永二年（一八四九）七月 糜田長吏久三郎→三井両替店 当

七〇一二月番賃先渡し錢七貫八〇〇文（銀七八匁）

嘉永二年一二月 糜田長吏久三郎→三井両替店 「當成^{正月}」
（六九）
（一二月迄） 錢七貫八〇〇文（銀七一匁七六）

七〇一二月番賃先渡し錢七貫八〇〇文（銀七八匁）

嘉永六年一二月 糜田長吏久三郎→三井両替店 翌一〇七月番
（六九）

（一月先渡し） 番賃先渡し錢七貫八〇〇文（銀七八匁三四）

安政五年（一八五八）正月 糜田長吏久三郎→三井両替店 当

一〇六月番賃先渡し錢七貫八〇〇文（銀八三匁四六）

万延元年（一八六〇）七月 糜田長吏久三郎→三井両替店 当

七〇一二月番賃先渡し錢七貫八〇〇文（銀八七匁三六）

万延二年正月 糜田長吏久三郎→三井両替店 当一〇六月番賃

先渡し錢七貫八〇〇文（銀八九匁一）

○《諸請取証文》（続二六一一四）

「 覚

糸田

一錢壱々文

右は例年歲暮為御祝儀被下之難有惣受納仕候

戌十二月

」

○《諸請取証文》（続二六一一四）

「 覚

糸田

一錢壱貫文

右は例歲暮為御祝儀被下之難有惣受納仕候

巳十一月

」

○《諸請取証文》（続二六一一四）

「 覚

糸田

一錢九貫百文也 拾壠匁替

代銀百目壠分也

右者來申正月迄同六月迄閏共七ヶ月分番賃、御先渡被成下難

有惣請取申候、依如件

安政六年十二月

糸田長史 久三郎

三井両替御店

」

これらのうち、吉左衛門が長吏であることは確認できないが、

亦七・久三郎は「鳴田長吏」との肩書が見える。高麗橋三丁目が道頓堀垣外の繩張りではなく（あるいは変化があり）鳴田垣外の繩張りであつて、彼らが「町」の「垣外番」の某である可能性を全面的には否定できないが、三井両替店が彼らの請取りの宛所となつていていることからみて、「巨戸」大坂両替店の垣外番と考えることができるのではないか。

なお、大坂の非人に關わつて、天満文次よりの願書が興味深い。宛所が「三井御旦那様」とのみあり、その性格に不明の部

分が残るが参考のため以下に掲げる。

○《出入方願書》（続二六四一五）

「乍恐奉願上候口上
一御旦那様之深々御影ヲ以、私シ始家内之もの共、榮々安穩ニ

取続キ難有仕合奉存候、然は近年諸式高直ニ付、手詰り候度

事ニ、多恐も御助力數度奉願上、毎事御聞済被為成下、無此上御仁恵難有奉存候、且は両三年以前より御入用等も多分被為在之候義、奉御察シ上、私シ共も御用役透間ニテ内職等仕、相凌罷在候処、当夏以来穀米并ニ諸品共追々引上り、実々難渋仕、此度御願之義も可差控苦御座候得共、御旦那様方之御仁心ヲ奉蒙リ候ち外ニ無致方者ニ而、平日之御光恩能奉存罷在候得共、何分諸品引上リ、以甚不如意相暮シ候付、多恐奉存候得共、御施行等被思召、御助力ヲ伏而奉願上候、當節柄ニ而被為御立服在候得共、難渋人之私共何卒御勘弁之程奉

願上候、格別之御憐愍ヲ以、御聞済被為成下候ハヽ、広太之御慈悲難有仕合奉存候、以上

添書奉願上候、若キもの六兵衛義、御町内日々出勤仕、御

用向奉蒙り計りニ而、内職等も難出来候折柄ニ諸品高直ニ付難渋仕、暮シ方差詰り歎ケ敷次第御座候ニ付、御旦那様之御憐愍ヲ以、聊ニ而不苦、御助力御下ヶ遣シ被為成下候様一重奉願上候、以上

天満
文次④

慶應元丑年
拾月

三井
御旦那様

」

3 京都

京都においても、非人の町方に對する恒常的な旦那出入關係が存在し、それも悲田院のそれと、番人親方のそれとの二重の旦那出入關係という独特的の形をとつていた。¹⁴⁾しかし、残念ながら三井各店における系統的なデータを得ていないので、ここでは、三井の京本店と京両替店が共同して行なつた寒中非人施行のデータを紹介することにしたい。

第7表は、「用事留」（本七九五～本八一五）から、各年の寒中非人施行の実施場所毎に施行対象人數を一覽にしたものである。第7表から、施行実施場所の推移を示したのが第2図であ

り、施行総人数の推移を示したのが第3図である。また、この

第7表のデータのもとになった「用事留」の記載例を史料1・2に示した。また史料3に「永書」(本一三三～本一三一)に

見える寒中非人施行関係記事の抜書をあげておいた。史料3で、

享保二〇年(一七三五)一二月二九日の記事、享保二一年三月

二一日の記事は、三井による寒中非人施行の始まりを示すもの

として特に注目される。

ここに示した史料において、三井の行なう寒中非人施行についてはほぼ大概が示されており、現在それ以外に補うべき材料を持つてないので、詳細な解説は避け、いくつかの注目すべき点を指摘するにとどめたい。

〈寒中非人施行の開始〉 享保二〇年(一七三五)一二月二十五日から、翌年正月にかけて鴨川原で非人たちに粥を施行したの

が、三井の寒中非人施行の始まりであった。「永書」享保二一

年三月二一日の記事において、この時の経験が詳細に記されている。

その中、「重而ハ寒中ニ指出シ、極月ニ盃ニ相仕廻候様ニ工面可致事」とあり、以後は、寒の入りから一二月晦日まで(但し、一二月中に節分があればその日まで)粥を施行する

という寒中非人施行の原則的方式が確認されたことがわかる。

この三井による寒中非人施行の開始は、「世間より川原非人共寒中毎年かゆ指出候族数多相聞」という状況に促がされたものであった。すなわち、京都では、三井以外の大商人たちも寒中

非人施行を行なっていたことがわかる。これは、京都における施行の伝統にささえられた江戸や大坂にない特殊な状況ということができるよう。

〈寒中非人施行の分担〉 享保二〇年(一七三五)一二月より

の施行では、「四条上荒神川原迄」すなわち四条以北について

は「手前」＝本店が費用・要員を分担し、「四条下七条川原迄」すなわち四条以南は「両替店」が分担した。本店と両替店

の等分の負担で寒中非人施行が行なわれるという体制は幕末まで変わらなかつた。施行場所が三ヶ所に整理されてからも、たとえば文化三年(一八〇六)の場合、善四郎橋での施行人数二

〇〇人のうち本店分一三〇人、両替店分七〇人とされ、総計四三〇人分宛という具合に、本店・両替店の同等負担という原則

が貫かれたのである。

〈非人集団との関係〉 第7表のデータは、史料1・2に示し

たように、本店と両替店の調整の上で、本店より今年度の寒中非人施行の計画案を会所に提出して評議を求めたものからとしたものである。史料2を見られるように、今年度の計画案を提出する参考に、昨年度の実績を付箋で示すようになるが、それ

を前年の計画と対比してみると、連年一人の狂いもなく計画通りに実施されたことが確認される。しかも、施行人数は、年によつて変動しており、機械的な計画決定とは考えがたい。このような実際的な計画立案が何故可能だったのだろうか。筆者は

非人集団内の状況を充分把握できる位置にある非人が計画立案の段階から施行実施の段階まで協力したことによって可能になつたのではないかと推測する。この非人が、その年の施行を受けたの概数を掌握し、三井では事前にその数の報知を受け、それを基礎にして計画されたのではないか。享保二〇年（一七三五）一二月からの施行では、本店分担地域の施行場所それぞれ、①「東川原四条上ル所」には「棟梁川原預三助」が、②「同所下ル所」には「同大工」が、③「東川原_{二条上ル所迄}」、「東川原_{二条上ル所迄}」には「川原預非人大温」が存在し、施行を受ける非人たちの「世話」をし、また彼らを取り仕切つていたことがわかる。彼らは、非人小屋頭と想定でき、彼らが「三条繩手下小屋の非人」や「二条又は聖護院辺小屋下ノ非人」らを熟知していたことは間違いない。彼らの寒中非人施行に占める位置は「川原預りの非人為世話料酒代具候様相願候へとも、毎夜かゆの残り其世話人へ多指遣し候へハ、是ニテ相済候得とも、右ノ通申懸候事故、仕舞の節、棟梁へ鳥目三拾文、其次之もの両人へ拾五文ツ、指遣候事」という言葉のうちに端的に示されていよう。文政四年（一八二二）の分から「非人頭」への錢二〇〇文の支出が記されるようになるが、これは「川原預り」の非人への鳥目と同性格のものと思われる。施行を受ける非人たちを「世話」し、掌握する「非人頭」は一貫して存在しつづけ、彼らなしには「寒中非人施行」は円滑に実施

しえなかつたものといえよう。

〈寒中非人施行の中斷〉 第7表で空欄になつてゐる年度のうち、明らかに寒中非人施行が行なわれなかつたことがわかる場合がある。文政四年（一八二二）の願書には「先例之通、寒中非人施行差遣シ度、則人数左之通」とあるが、通常の場合には史料1・2に見られるように「例年之通」とある。この表現の違いは、「例年之通」ではないこと、すなわち（文化一二年から）の空白のあつたことを示している、一方、文政一〇年の願書には「例年之通」とあるが、引かれている前例が「未」〔文政六年の実績であり、文政七・八・九年には寒中非人施行が行なわれなかつたことが明らかである。

〔姥等〕 寛政二年（一七九〇）に「外三日うばら」と記され以降、寛政三年から毎年一斗五升の施行米が姥等に支給され続けている。姥等への支給は毎年定量であり、彼女らの集団として固定性が窺がえる。「人倫訓蒙図彙」によれば「〔姥等〕女の物もい也。とは若けれどもみづから婆等といふ。十二月廿日より出る。下京は五日六日の比も出る也。赤前垂に手拭かつき、いかきを手に持て、婆等いわひませうと、幾人も一連に口々にわめきて、門／＼をめぐる也。」とある。明治三年（一八七〇）まで姥等への施行が見られるが、これによつて姥等の幕末までの存在が確認される。

〈寒中非人施行の終焉〉 「用事留（賄方）」（本八一六）明治

四年（一八七二）一一月の記事に次のようにある。

部落問題研究所、一九八七年）参照。

〔（未書）
相談済〕

「当九月悲人御廢シ相成候ニ付、当年迄寒中施行相見合可申

積、此段御相談申上候、已上

未十一月

」

これによつて明治四年八月に出された「賤称廃止令」を契機として、三井の寒中非人施行は終焉をむかえたことが理解できる。

ここまで、以下に紹介するデータ・史料の理解の一助に若干の解説を行なつてきた。史料の不足から、推定や可能性を述べた点も多い。大方の御批判・御教示をお願いしたい。

- (1) 吉田伸之「施行と其日稼の者—天保期前半、江戸町方の状況—」（百姓一揆研究会編『天保期の人民闘争と社会変革』上巻、校倉書房、一九八〇年）、同「近世都市と諸闘^レ争」（『一揆』第三巻、東京大学出版会、一九八〇年）。
- (2) 賀川隆行『近世三井経営史の研究』第三章第一節「越後屋経営の基本分析」（吉川弘文館、一九八五年）。
- (3) 仕切関係については、拙著『近世日本本身分制の研究』第一部第三章「近世後期における江戸の非人と町方」（兵庫

- (14) 前掲拙稿「三都の非人と非人集団」。

付記 このデータ・史料を紹介するにあたつて、三井文庫研究員賀川隆行氏・西坂靖氏をはじめ三井文庫の方々にたいへんお世話になりました。また吉田伸之氏には史料の所在を含めて多大の御教示をいただきまし^タた。この場をかりて、皆様にお礼申しあげます。

第1表 江戸本店よりの非人(報謝)銭

年	銀 高	支 出 项 目
宝永7春	銀 136匁1	非人ぜに并ニ孫左衛門四季給代
秋	141匁2	非人錢并孫左衛門仕着セ代
正徳1春	149匁9	同 上
秋	173匁8	非人錢并孫左衛門江仕着代
:		
正徳3秋	372匁1	(マ) 緋人錢并孫左衛門四季給代
:		
正徳6春	373匁6	非人錢并孫左衛門仕季給代
:		
文政1春	461匁4	非人報謝錢 仕着施孫左衛門・甚五郎
秋	427匁4	非人報謝錢 孫左衛門・甚五郎仕着施料共
2春	333匁4	同 上
秋	369匁4	同 上
3春	348匁8	同 上
秋	364匁5	同 上
4春	372匁7	非人報謝錢
秋	360匁	同 上
5春	432匁8	同 上
秋	365匁6	同 上
6春	386匁5	同 上
秋	—	
7春	103匁8	非人報謝錢 孫左衛門・甚五郎仕着施料共
秋	388匁2	非人報謝錢 仕着施料孫左衛門・甚五郎
8春	335匁5	非人報謝錢 孫左衛門・甚五郎仕着施料共
秋	348匁6	同 上
9春	367匁1	同 上
秋	—	
10春	396匁9	同 上
秋	406匁7	非人報謝錢 仕着施料孫左衛門・甚五郎
11春	420匁9	非人報謝錢 孫左衛門・甚五郎仕着施料共
秋	416匁5	非人報謝錢 仕着施料共
12春	210匁6	非人報謝錢
秋	370匁8	非人報謝錢 仕着料共
13春	389匁3	同 上
天保1秋	388匁	同 上
2春	363匁5	非人報謝入用

第1表 (つづき)

年	銀 高	支 出 項 目
天保 2 秋	395匁 2	非人報謝錢 仕着施料とも
3 春	395匁 8	非人報謝入用
秋	405匁 3	非人報謝錢 仕着施料とも
4 春	419匁 7	同 上
秋	495匁 9	同 上
5 春	419匁	非人報謝入用
秋	475匁 8	非人報謝錢 仕着施料とも
6 春	432匁 2	非人報謝入用
秋	530匁 3	非人報謝錢 仕着施料とも
7 春	465匁 1	非人報謝錢
秋	596匁 7	非人報謝錢 仕着施料とも
8 春	653匁 6	同 上
秋	688匁 1	同 上
9 春	649匁 7	同 上
秋	691匁 9	同 上
10 春	723匁 3	同 上
秋	684匁 2	同 上
11 春	711匁 4	同 上
秋	627匁 3	同 上
12 春	823匁 2	同 上
秋	611匁 3	同 上
13 春	674匁 2	同 上
秋	604匁 3	非人報謝錢
14 春	653匁	非人報謝錢 仕着施料とも
秋	666匁 5	同 上
15 春	664匁 9	同 上
弘化 1 秋	598匁 6	同 上
2 春	662匁 8	同 上
秋	606匁 6	同 上
3 春	629匁 9	同 上
秋	605匁 5	同 上
4 春	666匁 4	同 上
秋	609匁 6	同 上
嘉永 1 春	665匁 5	同 上
秋	609匁 8	同 上
2 春	710匁 8	同 上
秋	609匁	同

※ 1

※ 2

年	銀 高	支 出 項 目
嘉永 3 春	655匁 9	非人報謝錢 仕着施料とも
秋	608匁 1	同 上
4 春	657匁 9	同 上
秋	602匁 7	同 上
5 春	669匁 2	非人報謝錢
秋	605匁	非人報謝錢 仕着施料とも
6 春	618匁 8	同 上
秋	600匁	同 上
7 春	605匁 3	同 上
安政 1 秋	727匁	同 上
2 春	632匁 6	同 上
秋	598匁 2	同 上
3 春	603匁 9	同 上
秋	608匁 7	同 上
4 春	654匁 8	同 上
秋	625匁 3	同 上
5 春	643匁 4	同 上
秋	637匁 3	同 上
6 春	640匁 7	同 上
秋	702匁 1	同 上
万延 1 春	749匁 5	同 上
秋	—	—
文久 1 春	688匁 2	同 上
秋	—	—
2 春	670匁 2	同 上
秋	—	—
3 春	688匁 2	同 上
秋	843匁 6	同 上
元治 1 春	744匁 3	同 上
秋	879匁 5	同 上
慶応 1 春	879匁 6	同 上
秋	819匁 9	同 上
2 春	804匁 6	同 上
秋	847匁 3	同 上
3 春	863匁 8	同 上
秋	804匁	同 上
4 春	876匁 3	同 上

《東京本店》と改名

第1表 (つづき)

年	銀 高	支 出 項 目
明治 1 秋	599匁7	非人報謝錢 仕着施料とも
2 春	1130 目	同 上
秋	876匁	同 上
3 春	863匁5	同 上 『東京呉服店』と改名
秋	643匁6	同 上
4 春	582匁3	同 上
秋	—	

出所) 江戸本店「小遣目録」(三井文庫所蔵史料 本1611-1, -2, 本2023-7, -8, -16, 本2026-13, 続3397-4, 続4813)。

※1. (下ヶ札) 「世柄ニ准シ、非人多く手之内等例年より入用相増候ニ付、如斯ニ御座候」

※2. (下ヶ札) 「右は閏月有之候付、銀高相増申候」

第2表 江戸向店よりの非人錢

年	銀 高	支 出 項 目	
元文1春	銀 167匁 9	非人錢	
：			
文政1春	342匁 6 (内壳方 258匁 7 / 仕入方 83匁 9)	非人錢番錢共	
秋	222匁 5 (" 168匁 / " 54匁 5)	同	上
2春	355匁 2 (" 268匁 2 / " 87匁)	同	上
秋	221匁 6 (" 167匁 3 / " 54匁 3)	同	上
3春	304匁 2 (" 229匁 7 / " 74匁 5)	同	上
秋	237匁 (" 178匁 9 / " 58匁 1)	同	上
4春	323匁 7 (" 244匁 9 / " 78匁 8)	同	上
秋	233匁 5 (" 176匁 3 / " 57匁 2)	同	上
5春	324匁 4 (" 244匁 9 / " 79匁 5)	同	上
秋	269匁 2 (" 203匁 2 / " 66匁)	同	上
6春	317匁 3 (" 239匁 6 / " 77匁 7)	同	上
秋	—		
7春	275匁 (" 207匁 6 / " 67匁 4)	同	上
秋	285匁 8 (" 215匁 8 / " 70目)	同	上
8春	182匁 4 (" 137匁 7 / " 44匁 7)	同	上
秋	226匁 7 (" 171匁 2 / " 55匁 5)	同	上
9春	250目 (" 188匁 8 / " 61匁 2)	同	上
秋	—		
10春	291匁 9 (" 220目 4 / " 71匁 5)	同	上
秋	349匁 4 (" 263匁 8 / " 85匁 6)	同	上
11春	275匁 9 (" 208匁 3 / " 67匁 6)	同	上
秋	410目 (" 309匁 6 / " 100目 4)	同	上
12春	245匁 6 (" 185匁 4 / " 60目 2)	同	上
秋	357匁 5 (" 270目 / " 87匁 2)	同	上
13春	219匁 2 (" 165匁 5 / " 53匁 7)	同	上
天保1秋	362匁 5 (" 273匁 7 / " 88匁 8)	同	上
2春	239匁 5 (" 180目 8 / " 58匁 7)	同	上
秋	360目 7 (" 272匁 3 / " 88匁 4)	同	上
3春	233匁 4 (" 176匁 2 / " 57匁 2)	同	上
秋	397匁 4 (" 300目 / " 97匁 4)	同	上
4春	228匁 9 (" 172匁 8 / " 56匁 1)	同	上
秋	355匁 9 (" 268匁 7 / " 87匁 2)	同	上
5春	256匁 1 (" 193匁 4 / " 62匁 7)	同	上
秋	347匁 6 (" 262匁 4 / " 85匁 2)	同	上

※1

第2表 (つづき)

年	銀 高	支 出 項 目
天保 6春	251匁4(内壳方 189匁8/仕入方 61匁6)	非人錢番錢共
秋	331匁5(" 250目3/ " 81匁2)	同 上
7春	315匁6(" 238匁3/ " 77匁3)	同 上
秋	356匁8(" 269匁4/ " 87匁4)	同 上
8春	316匁4(" 238匁9/ " 77匁5)	同 同 上
秋	361匁8(" 273匁2/ " 88匁6)	同 同 上
9春	263匁1(" 198匁6/ " 64匁5)	同 同 上
秋	334匁6(" 252匁6/ " 82匁)	同 同 上
10春	317匁4	上
秋	352匁1	上
11春	318匁6	上
秋	355匁5	上
12春	329匁7	上
秋	334匁7	上
13春	301匁2	上
秋	479匁	上
14春	450目9	上
秋	303匁6	上
15春	271匁6	上
弘化 1秋	282匁3	上
2春	235匁5	上
秋	276匁4	上
3春	253匁4	上
秋	273匁6	上
4春	224匁	上
秋	295匁2	上
嘉永 1春	228匁5	上
秋	289匁4	上
2春	260目3	上
秋	285匁7	上
3春	250目7	上
秋	286匁9	上
4春	253匁2	上
秋	279匁7	上
5春	309匁3	上
秋	278匁8	上
6春	246匁1	上

年	銀 高	支 出 項 目
嘉永 6 秋	273匁8	非人錢番錢共
7 春	251匁8	同 上
安政 1 秋	326匁	同 上
2 春	197匁	同 上
秋	246匁5	同 上
3 春	263匁7	同 上
秋	269匁7	同 上
4 春	305匁2	同 上
秋	266匁2	同 上
5 春	266匁8	同 上
秋	220目1	同 上
6 春	265匁7	同 上
秋	264匁7	同 上
万延 1 春	310目2	同 上
秋	—	
文久 1 春	375匁5	同 上 *5
秋	—	
2 春	371匁	同 上
秋	—	
3 春	393匁3	同 上
秋	264匁7	同 上
元治 1 春	390目8	同 上
秋	284匁8	同 上
慶応 1 春	447匁	同 上
秋	360目8	同 上
2 春	388匁9	同 上
秋	381匁2	同 上
3 春	388匁3	同 上
秋	452匁4	同 上
4 春	363匁2	同 上
明治 1 秋	364匁7	同 上
2 春	—	

出所) 江戸向店「小遣方目録」(三井文庫所蔵史料 本2030-3、続3402~続4745)。

- ※1. (下ヶ札) 「近來勧化事並非人多相成候哉、旁以此處前季△銀高相増申候」
- ※2. (下ヶ札) 「夏中市中騒館、町内別番錢割合相掛り、前季△銀高相増申候」
- ※3. (下ヶ札) 「火之元大切ニ付、増番人之衆江、三店相談之上、付届致候ニ付、銀高相増申候」
- ※4. (下ヶ札) 「日光御参詣火之元大切ニ付、町内増番之衆、付届いたし候ニ付、銀高相増申候」
- ※5. (下ヶ札) 「火之元大切ニ付、夜番加役仕切錢差出し并非人相増候旁銀高相増申候」

第3表 江戸芝口店よりの仕切錢・報謝錢

年	銀 高	支 出 項 目	銀 高	支 出 項 目
文政 1 春	銀 65 勘	非人松右衛門仕切錢仕着料	銀 207 勘 1	報謝錢
秋	58 勘 2	非人松右衛門仕切節句錢	166 勘 5	同 上
2 春	64 勘 5	非人松右衛門仕切錢仕着施	236 勘 3	同 上
秋	58 勘 3	非人松右衛門仕切節句錢	175 勘 8	同 上
3 春	65 勘 5	非人松右衛門仕切錢	303 勘 2	同 上
秋	60 目 5	非人松右衛門仕切節句錢	174 勘 2	同 上
4 春	65 勘 7	非人松右衛門仕切錢	224 勘 4	同 上
秋	57 勘	非人松右衛門仕切節句錢	183 勘 1	同 上
5 春	71 勘 9	仕切錢	256 勘 8	同 上
秋	58 勘 8	非人松右衛門仕切節句錢	181 勘 6	同 上
6 春	65 勘 7	非人松右衛門仕切錢	217 勘 6	同 上
秋	—	—	—	—
7 春	67 勘 5	仕切錢	217 勘 2	同 上
秋	75 勘 6	非人松右衛門仕切節句錢	205 勘 2	同 同
8 春	68 勘 7	非人松右衛門仕切錢	216 勘 9	同 同
秋	62 勘 3	非人松右衛門仕切節句錢	185 勘 8	同 同
9 春	69 勘 4	非人松右衛門仕切錢	215 勘 2	同 同
秋	—	—	—	—
10 春	82 勘 4	非人松右衛門仕切錢	254 勘 2	同 上
秋	63 勘 8	非人松右衛門仕切節句錢	186 勘 5	同 同
11 春	68 勘 2	非人松右衛門仕切錢	225 勘 3	同 同
秋	62 勘 9	非人松右衛門仕切節句錢	184 勘 8	同 同
12 春	68 勘 8	非人松右衛門仕切錢	222 勘 4	同 同
秋	64 勘 8	仕切節句錢	196 勘 4	同 同
13 春	89 勘 8	非人松右衛門仕切錢	265 勘 2	同 同
天保 1 秋	73 勘 6	非人松右衛門仕切節句錢	197 勘 4	同 同
2 春	67 勘 8	非人松右衛門仕切錢	223 勘 8	同 同
秋	75 勘 6	非人松右衛門仕切節句錢	187 勘 5	同 同
3 春	71 勘 8	非人松右衛門仕切錢	218 勘 5	同 同
秋	82 勘 2	非人松右衛門仕切節句錢	217 勘 5	同 同
4 春	79 勘 7	非人松右衛門仕切錢	216 勘 8	同 同
秋	78 勘 5	非人松右衛門仕切節句錢	196 勘 7	同 同
5 春	79 勘 1	仕切錢	225 勘 9	同 同
秋	78 勘	非人松右衛門仕切節句錢	198 勘 5	同 同
6 春	81 勘 5	非人松右衛門仕切錢	223 勘 3	同 同
秋	87 勘 3	非人松右衛門仕切節句錢	224 勘 6	同 同

年	銀 高	支 出 項 目	銀 高	支 出 項 目
天保 7春	銀 83 勻 6	非人松右衛門仕切錢	銀 229 勻 5	報謝錢
秋	82 勻 3	非人松右衛門仕切節句錢	234 勻 4	同 上
8春	85 勻 2	非人松右衛門仕切錢	295 勻	同 上
秋	83 勻 2	同 上	284 勻 6	同 上 ※1
9春	105 勻	同 上	314 勻 6	同 上
秋	84 勻	同 上	290 目 7	同 上
10春	88 勻 7	同 上	261 勻 6	同 上
秋	85 勻	非人松右衛門仕切節句錢	271 勻 2	同 上
11春	98 勻 2	非人松右衛門仕切錢	271 勻 9	同 上
秋	84 勻	非人松右衛門仕切錢節句錢	277 勻 4	同 上
12春	106 勻 1	非人松右衛門仕切錢	311 勻 9	同 上
秋	85 勻 3	非人松右衛門仕切節句錢共	283 勻 3	同 上
13春	96 勻 3	非人松右衛門仕切錢	310 目 8	同 上
秋	87 勻 9	非人松右衛門仕切錢節句共	300 目 7	同 上
14春	123 勻 1	非人松右衛門仕切錢 ※2	335 勻 6	同 上
秋	88 勻 5	同 上	291 勻 4	同 上
15春	142 勻 2	同 上	274 勻 1	同 上
弘化 1秋	103 勻 9	非人松右衛門仕切錢節句共	266 勻 2	同 上
2春	113 勻	同 上	282 勻 8	同 上
秋	100 目 1	同 上	289 勻 7	同 同 上
3春	122 勻 7	同 上	303 勻 8	同 同 上
秋	101 勻 9	同 上	289 勻	同 同 上
4春	112 勻	同 上	289 勻 7	同 同 上
秋	100 目	同 上	287 勻 2	同 同 上
嘉永 1春	120 目 8	同 上	310 目 1	同 同 上
秋	100 目 1	同 上	281 勻 3	同 同 上
2春	132 勻 1	同 上	392 勻 1	同 同 上
秋	98 勻 2	同 上	242 勻 4	同 同 上
3春	120 目	同 上	345 勻 4	同 同 上
秋	130 目 5	同 上	275 勻 7	同 同 上
4春	120 目 3	同 上	367 勻 6	同 同 上
秋	140 目	同 上	296 勻	同 同 上
5春	130 目 3	同 上	369 勻	同 同 上
秋	140 目 2	同 上	272 勻 2	同 同 上
6春	120 目 5	同 上	377 勻 6	同 同 上
秋	139 勻 5	同 上	271 勻 5	同 同 上
7春	129 勻 7	同 上	366 勻 9	同 同 上

第3表 (つづき)

年	銀 高	支 出 項 目	銀 高	支 出 項 目
安政 1 秋	銀 142 勻 7	非人松右衛門仕切節句錢	銀 323 勻 6	報謝錢
2 春	128 勻 3	同 上	357 勻 5	同 上
秋	145 勻	同 上	283 勻 2	同 上
3 春	123 勻	同 上	342 勻 6	同 上
秋	147 勻	同 上	298 勻 5	同 上
4 春	136 勻 7	同 上	364 勻 5	同 上
秋	144 勻 9	同 上	297 勻	同 上
5 春	126 勻 7	同 上	358 勻 5	同 上
秋	148 勻 3	同 上	285 勻	同 上
6 春	125 勻	同 上	355 勻 5	同 上
秋	138 勻 5	同 上	295 勻	同 上
万延 1 春	147 勻 4	同 上	396 勻 8	同 上
秋	—		—	
文久 1 春	142 勻 8	同 上	359 勻 3	同 上
秋	—		—	
2 春	142 勻 8	同 上	373 勻 3	同 上
秋	151 勻 5	同 上	256 勻 8	同 上
3 春	148 勻 2	同 上	362 勻 8	同 上
秋	153 勻	同 上	235 勻 2	同 上
元治 1 春	147 勻 9	同 同	370 目	同 上
秋	153 勻 1	同 同	233 勻 3	同 上
慶應 1 春	152 勻 8	同 同	397 勻 5	同 上
秋	156 勻 3	同 同	227 勻 8	同 上
2 春	159 勻 5	同 同	358 勻 2	同 上
秋	152 勻 7	同 同	224 勻 2	同 上
3 春	159 勻 5	同 同	363 勻 2	同 上
秋	153 勻 3	同 同	279 勻 6	同 上
4 春	—		—	

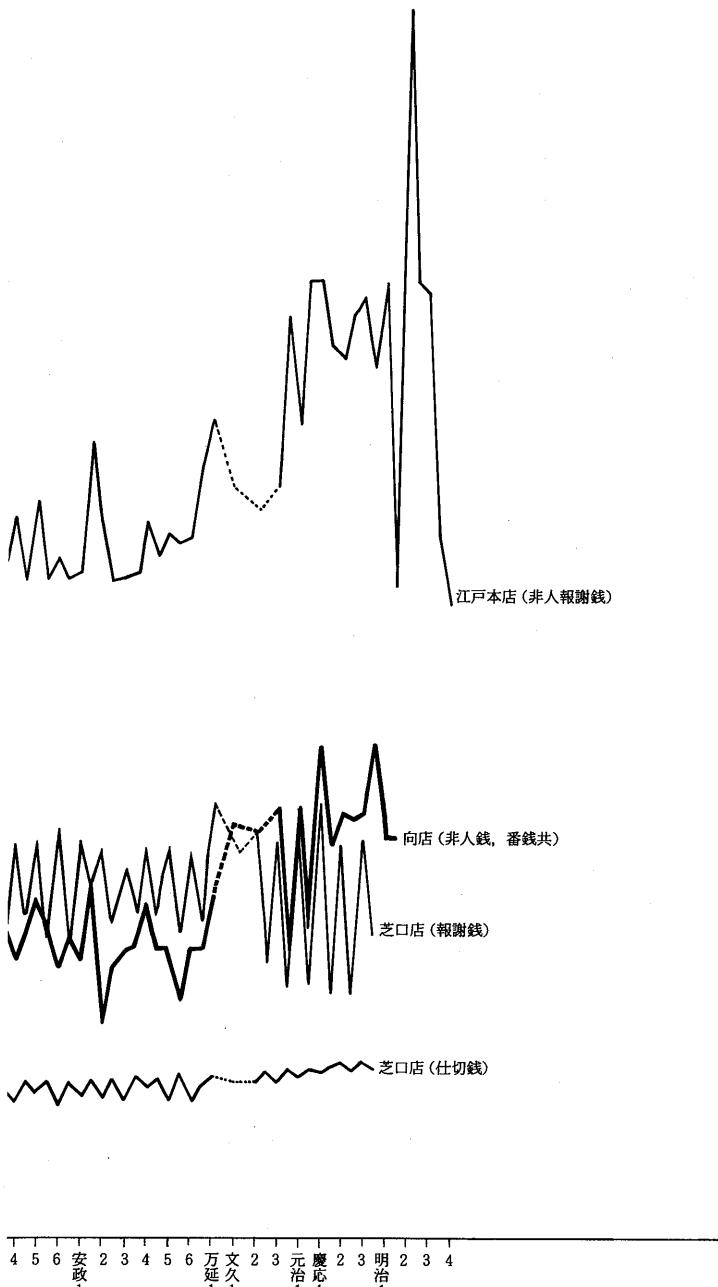
出所) 芝口店「小遣方目録」(三井文庫所蔵史料 続 3402 ~ 続 4733-1)。

- ※1. (下ヶ札) 「非人多々相成、依而銀高相増申候」
- ※2. (下ヶ札) 「日光御参詣中、庇下詰切為致候ニ付、銀高相嵩申候」
- ※3. (下ヶ札) 「近火之砌、詰切等為致候ニ付、銀高相嵩申候」

第4表 横浜店よりの非人報謝銭

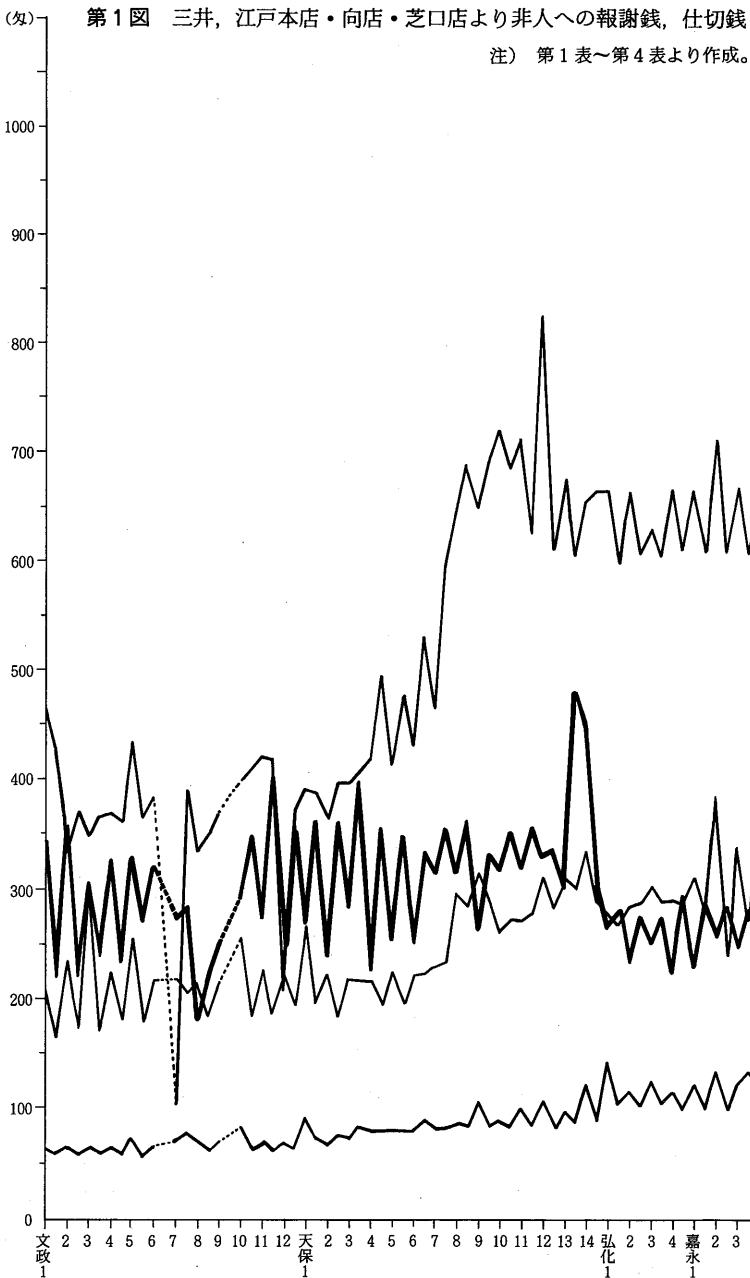
年	銀 高	支 出 項 目
安政 6 秋	銀 132匁	非人報謝銭
万延 1 春 秋	150目 —	同 上
文久 1 春	108匁 6	同 上

出所) 横浜店「小遣目録」(三井文庫所蔵史料 続4541-2, 続4556-3, 続4571-3)。



第1図 三井、江戸本店・向店・芝口店より非人への報謝銭、仕切銭

注) 第1表～第4表より作成。



第5表 江戸両替店よりの非人(報謝)銭

年	春	季	秋	季
享和 2	金 5 両 2	銀 4 勃 9 ※1	金 6 両 2	銀 1 勃 1 ※2
3	6 両 2	0 勃 7	3 両 2	9 勃 2
文化 1	4 両 3	14 勃 2	5 両 1	12 勃 5
2	5 両 2	2 勃 6	5 両 1	12 勃 3
3	1 両 2	10 勃 8	3 両 2	8 勃 2
4	5 両 2	5 勃 7 ※3	5 両 2	0 勃 2
5	6 両 1	1 勃 2	5 両	7 勃 34
6	5 両 2	1 勃 3	5 両	1 勃 1
7	5 両 1	0 勃 6	5 両	2 勃 8
8	6 両 1	0 勃 8	4 両 3	14 勃 4
9	5 両 1	3 勃 3	4 両 3	10 勃 8
10	4 両 2	2 勃 3	4 両 2	12 勃 2
11	4 両 1	11 勃 6	3 両 3	9 勃 3
12	4 両	5 勃 9	2 両 2	3 勃 4
13	3 両 3	12 勃 9	4 両 2	3 勃 9
14	4 両	7 勃 9	3 両 3	9 勃 5
文政 1	4 両 1	2 勃 9	3 両 3	7 勃 5
2	4 両 2	2 勃 2	3 両 2	9 勃 1
3	4 両 1	3 勃 3	3 両 1	14 勃 3
4	4 両 1	2 勃 5	3 両 3	9 勃 1
5	4 両 3	11 勃 3	3 両 3	10 勃 7
6	4 両 1	3 勃 6	3 両 3	6 勃
:				
天保 2			3 両 2	12 勃 6
3	4 両 2	10 勃 5	4 両 2	7 勃 2
4	4 両 1	9 勃 6	4 両 2	8 勃 3
5	4 両 1	12 勃 6	3 両 3	12 勃 6
6	3 両 3	12 勃 6	5 両	4 勃 2
7	5 両	7 勃 5	5 両	57 勃 6
8	5 両 1	7 勃 1	5 両	11 勃 6
9	2 両	34 勃 7	2 両 3	52 勃 8
10	3 両	79 勃 9	3 両	54 勃 1
11		353 勃 4	3 両	53 勃 4
12	3 両 2	62 勃 3	3 両	53 勃 4
13	2 両 2	83 勃 4	3 両	53 勃 4
14	3 両	53 勃 4	3 両	93 勃

三井文庫所蔵の三都・非人関係史料（塙田）

年	春	季	秋	季
弘化 1	金 2 両 3	銀 72 勅 6	金 3 両	銀 63 勅 2
2	2 両 2	92 勅 6	3 両	57 勅 6
3	3 歩 ^(マツ)	14 勅 4	3 両	63 勅 6
4	3 両	57 勅 6	3 両	57 勅 6
嘉永 1	3 両	57 勅 6	3 両	57 勅 6
2	3 両 2	67 勅 2	3 両	57 勅 6
3	3 両	57 勅 6	3 両	57 勅 6
4	3 両	57 勅 6	3 両	57 勅 6
5	3 両 2	67 勅 2	3 両	57 勅 6
6	3 両	57 勅 6	3 両	57 勅 6
安政 1	3 両	57 勅 6	3 両 2	67 勅 2
2	3 両	56 勅 6	3 両	57 勅 6
3	3 両	57 勅 6	3 両	57 勅 6
4	3 両 2	67 勅 2	3 両	57 勅 6
5	3 両	57 勅 6	3 両	57 勅 6
6	3 両	57 勅 6	3 両	57 勅 6
万延 1	4 両 2	7 勅 2	3 両	57 勅 6
文久 1	3 両	57 勅 6	3 両	57 勅 6
2	3 両	57 勅 6	3 両 2	67 勅 2
3	3 両	57 勅 6	3 両	57 勅 6
元治 1	3 両	57 勅 6	3 両	57 勅 6
慶応 1	3 両 2	67 勅 2	3 両	57 勅 6
2	3 両	57 勅 6	3 両	57 勅 6
3	3 両	57 勅 6	3 両	57 勅 6
明治 1	3 両 2	67 勅 2	3 両	57 勅 6
2	3 両	57 勅 6	3 両	57 勅 6
3	3 両	57 勅 6	3 両 2	67 勅 2
4	3 両	57 勅 6	3 両	57 勅 6

出所)「江戸店目録留」(三井文庫所蔵史料 本1779~本1787)。

- ※ 1. 「御精進日并日々少々宛遣候非人錢当季分」……支出項目は、以下、注記する以外はほぼ同文である。
- ※ 2. 「御精進日并日々少々宛遣非人錢、且出水ニ付御助被遣とも当季分」。
- ※ 3. 当季以後、「非人錢」とのみあったのが、例外季（文化4年秋季・文政6年春季）を除き「非人報謝錢」と変わる。

第6表 大坂本店よりの垣外番給料

年	春季 (1月~7月)	秋季 (7月~12月)	年	春季 (1月~7月)	秋季 (7月~12月)
文政 1	銀 54 勃	銀 63 勃	弘化 2	銀 101 勃 3	銀 141 勃 3
2	73 勃	76 勃 5	3	113 勃 8	141 勃 3
3	54 勃	76 勃 5	4	109 勃 3	141 勃 3
4	54 勃	76 勃 5	嘉永 1	106 勃 3	141 勃 3
5	63 勃	76 勃 5	2	108 勃 8	143 勃 3
6	54 勃	—	3	102 勃 7	136 勃 6
7	54 勃 3	89 勃 3	4	106 勃 8	136 勃 5
8	70 目 4	84 勃 1	5	117 勃	136 勃 5
9	61 勃	—	6	104 勃 4	136 勃 5
10	71 勃	87 勃	安政 1	104 勃	148 勃 5
11	60 目 5	85 勃 2	2	108 勃	132 勃 7
12	71 勃 1	83 勃 1	3	104 勃 8 *2	135 勃 7
天保 1	70 目 1	84 勃 1	4	124 勃 7 *3	139 勃 2
2	61 勃 9	82 勃 9	5	108 勃 3	138 勃 9
3	59 勃 4	83 勃 5	6	107 勃 9	136 勃 1
4	67 勃 2	85 勃 3	万延 1	128 勃 8	—
5	68 勃 3	86 勃 7	文久 1	120 目 7	—
6	66 勃 4	95 勃 4	2	122 勃 5	—
7	116 勃 1 *1	150 目 3	3	129 勃 4	175 勃 1
8	100 目 4	139 勃 7	元治 1	162 勃 7	189 勃 4
9	107 勃	139 勃 2	慶応 1	238 勃 *4	208 勃 4
10	96 勃 9	142 勃 7	2	353 勃 1	468 勃
11	91 勃	143 勃	3	457 勃 7	546 勃 5
12	117 勃 3	148 勃 7	明治 1	610 目 3	488 勃 7
13	94 勃 8	149 勃 8	2	472 勃 4	465 勃 7
14	96 勃 8	141 勃 7	3	483 勃 7	258 勃 3
弘化 1	93 勃 9	151 勃 8	4	289 勃 3	—

出所) 大坂本店「雑用方目録」(三井文庫所蔵史料 続3400~続4816)。

※1. (下ケ札)「垣外番之部屋工面合にて、当春より門外へ差し候ニ付、夜番并油質旁相増申候」

※2. 「垣外番大黒舞」

※3. 「垣外番大黒舞つな貫合力」

※4. (下ケ札)「諸式高直ニ付、給料増方願出、聞届遣し、銀高相嵩苦々敷奉存候」

第7表 寒中非人施行

	本 丸 太 町	店 二 条 河 原	担 四 条 河 原	当 善 四 郎 橋	両 替 松 原 河 原	計	施 行 日 数	備 考
寛延 2	40人	90人	70人	80人	180人	460人		
3								
宝曆 1	28	126	60	上島 50	下島 50	220	534	
2								
3								
4								
5	40	100	90	100	上ル 100	下ル 70	500	
6	30	120	60	60	80	70	420	
7	40	90	170	50	250		600	
8	40	80	200	※1 上ル 140	下ル 110	570	21	
9	50	130	200	150	250	780		
10								
11	40	110	100	80	200	530		
12	30	80	150	60	200	520		
13	50	70	110	50	190	470		
明和 1	60	80	※2 200	270		610		

第7表 (つづき)

	本 丸 太 町	店 二 条 河 原	担 当	四 条 河 原	善 四 郎 橋	松 原 河 原	計	施 行 日 数	備 考
2	50人	70人		150人		240人	510人		
3	70	50		180		320	620		
4	50	60		200		230	540		
5	30	50	200 (四 条 河 原 善 四 郎 橋 とも)		250	530			
6	40	60	350 (善 四 郎 橋 とも “”		400	850			
7	60	130	250 (善 四 郎 橋 とも “”		400	840			
8	80	120	350		360	910			
安永1	60	80	230		350	720	17日		
2	20	46	220 (内 善 四 郎 橋 60)		250	536	23		
3	40	85	100	80	350	655	22		
4	45	60	50	120	250	525	21		
5	75	70	160	150	340	795	18		
6	75	80	110	90	300	655			
7	45	55	150	200	360	810	27		
8	35	45	100	170	350	700	16		
9	50	95	200	150	400	895	12		
天明1	60	80	100	100	405	745	19		

2	74	86	130	117	420	827	17
3	88	94	155	136	443	916	16
4	75	80	310	320	785	20	
5	170	350	310	830	14		
<i>丸太町・二条河原</i>							
6	165	370	350	885			
7	200	300	210	710			
8	265	355	330	950	11		
<i>寛政1</i>							
2	350	400	460	1210	21		
3	160	221	332	713	20		
4	220	270	280	770	13		
5	200	280	330	810	19	"	
6	360	300	300	960	21	"	
7	450	350	350	1150	22	"	
8	320	280	330	930	22	"	
9	380	320	320	1020	22	"	
10	370	300	320	990	25	"	
11	320	310	350	970	21	"	
12	280	300	280	860	25	"	
<i>享和1</i>							
	330	280	320	930	25	"	
	300	200	300	800	25	"	
						1斗5升	
						外三日うばら	
						うばらへ1斗5升	

第7表(つづき)

	本	店	担	当	両	替	店	担	計	施	行	備	考						
	丸	大	町	二	条	河	原	四	条	河	原	善	四	郎	橋	松	原	河	原
2										300人	220人	300人	820人	25日	うばらへ	1斗5升			
3										300	280	300	880	25	"	1斗5升			
文化1										280	260	280	820	15	"	1斗5升			
2										270	260	270	800	30	"	1斗5升			
3										300	200※3	360	860	24	"	1斗5升			
										本店130	両替店70								
4										330	280	350	920	21	"	1斗5升			
										150	130								
5										320	330	360	1010	30	"	1斗5升			
										185	145								
6										310	190	340	840	21	"	1斗5升			
										110	80								
7										350	270	330	950	17	"	1斗5升			
										170	100								
8										404	312	242	958	28	"	1斗5升			
										75	237								
9										380	300	320	1000	20	"	1斗5升			
										120	180								

三井文庫所蔵の三都・非人関係史料（塚田）

文政1	10	400	$\overbrace{125 \quad 195}^{320}$	330	1050	29	"	1斗5升
	11	380	$\overbrace{155 \quad 185}^{340}$	350	1070	24	"	1斗5升
	12							
	13							
	14							
	2							
	3							
	4	270	$\overbrace{180 \quad 70}^{250}$	380	900	17	うばらへ 1斗5升	
	5	450	$\overbrace{105 \quad 185}^{290}$	370	1110	25	出入の者雇用 のべ 85人	
	6	350	$\overbrace{75 \quad 105}^{180}$	320	850	16	非人頭へ 200文	
	7					" 1斗5升	" 125	" 200
	8					" 80	" 200	
	9							

第7表 (つづき)

	本 店	担 当	両 替	店 担 当	計	施 行 日 数	備 考
	丸太町	二条河原	四条河原	善四郎橋	松原河原		
10	350人		250人 本店 110 両替店 120		340人	920人	29日 うばらへ 1斗5升
11	350		230 90 140		300	880	19 " 1斗5升 " 95 " 200
12	400		240 85 155		330	970	18 " 1斗5升 " 90 " 200
天保1	380		260 100 160		320	960	28 " 1斗5升
2	360		320 130 190		300	980	18 " 1斗5升 " 90 " 200
3	340		280 110 170		280	900	30 " 1斗5升 " 150 " 200
4	390		310 135 175		350	1050	24 " 1斗5升 " 120 " 200
5	450		220 60 160		350	1020	17 " 1斗5升 " 85 " 200
6	360		270 105 165		300	930	28 " 1斗5升 " 140 " 200

三井文庫所蔵の三都・非人関係史料（塚田）

7	330	<u>220</u> <u>75</u> <u>250</u> <u>75</u> <u>175</u>	260	810	20	" 1斗5升	" 100	" 200
天保 8	320		220	790	18	" 1斗5升	" 90	" 200
9	350	<u>300</u> <u>135</u> <u>250</u> <u>115</u> <u>135</u>	320	970	28	" 1斗5升	" 140	" 200
10	300	<u>350</u> <u>170</u> <u>250</u> <u>115</u> <u>135</u>	280	830	19	" 1斗5升	" 95	" 200
11	380	<u>180</u> <u>250</u> <u>115</u> <u>135</u>	370	1100	17	" 1斗5升	" 85	" 200
12	300	<u>280</u> <u>250</u> <u>115</u> <u>135</u>	830	26	" 1斗5升	" 130	" 200	
13	310	<u>270</u> <u>130</u> <u>140</u>	300	880	16	" 1斗5升	" 80	" 200
14	300	<u>260</u> <u>140</u> <u>120</u>	320	880	29	" 1斗5升	" 145	" 200
弘化 1	280	<u>250</u> <u>135</u> <u>115</u>	300	830	22	" 1斗5升	" 110	" 200
2	285	<u>250</u> <u>135</u> <u>115</u>	305	840	17	" 1斗5升	" 85	" 200

第7表(つづき)

	本	店	担	当	両替	店	担	当	計	施	行	備	考
	丸太町	二条河原	四条河原	善四郎商店	松原河原					日	数		
3	285人			270人 本店145両替店125		305人	860人		27日 1斗4升	うばらへ のべ135人	出入の者雇用 非人頭へ 200文		
4	285			260 140 330 150	120 180	305	850	18	" 1斗5升	" 90	" 200		
嘉永1	350					320	1000	17	" 1斗5升	" 85	" 200		
2	340			310 140 350 165	170 185	310	960	26	" 1斗5升	" 130	" 200		
3	380					360	1090	17	" 1斗5升	" 85	" 200		
4	380			350 165	185	360	1090	17	" 1斗5升	" 85	" 200		
5	400			340 160	180	380	1120	24	" 1斗5升	" 125	" 200		
6	320			280 130	150	300	900	17	" 1斗5升	" 85	" 200		
安政1	350			300 135	165	320	970	27	" 1斗5升	" 135	" 200		

三井文庫所蔵の三都・非人関係史料（塚田）

2	320	<u>134</u> <u>280</u>	<u>288</u> 154	300	908	22	" 1斗5升	" 110	" 200
安政3	310人	<u>150</u> <u>280</u>	<u>130</u>	330	920	18	" 1斗5升	" 90	" 200
4	310	<u>135</u> <u>330</u>	<u>280</u> 145	300	890	27	" 1斗5升	" 135	" 200
5	380	<u>150</u> <u>310</u>	<u>180</u>	350	1060	19	" 1斗5升	" 95	" 200
6	350	<u>140</u> <u>330</u>	<u>170</u>	320	980	18	" 1斗5升	" 90	" 200
万延1	380	<u>150</u> <u>340</u>	<u>180</u>	350	1060	25	" 1斗5升	" 125	" 200
文久1	370	<u>160</u> <u>320</u>	<u>180</u>	350	1060	18	" 1斗5升	" 90	" 200
2	370	<u>145</u> <u>320</u>	<u>175</u>	340	1030	28	" 1斗5升	" 140	" 200
3	350	<u>150</u> <u>330</u>	<u>170</u>	330	1000	23	" 1斗5升	" 115	" 200
元治1	360	<u>155</u> <u>330</u>	<u>175</u>	340	1030	17	" 1斗5升	" 85	" 200

第7表(つづき)

本店担当		両替店担当		計	施行日数	備考	
丸太町	二条河原	四条河原	善四郎橋			うばらへ 1斗5升	出入の者雇用 のべ140人
慶応1	340人	360人	360人	320人	1020人	28日	非人頭へ 200文
2	360	350	350	340	1050	"1斗5升	" 95
3	380	400	400	370	1150	"1斗5升	" 200文
明治1	450	500	500	430	1380	27	"1斗5升
2	350	240	260	380	1130	17	" 135
3	430	400	450	380	1260	27	" 200文
		200	250				" 85
							" 200文

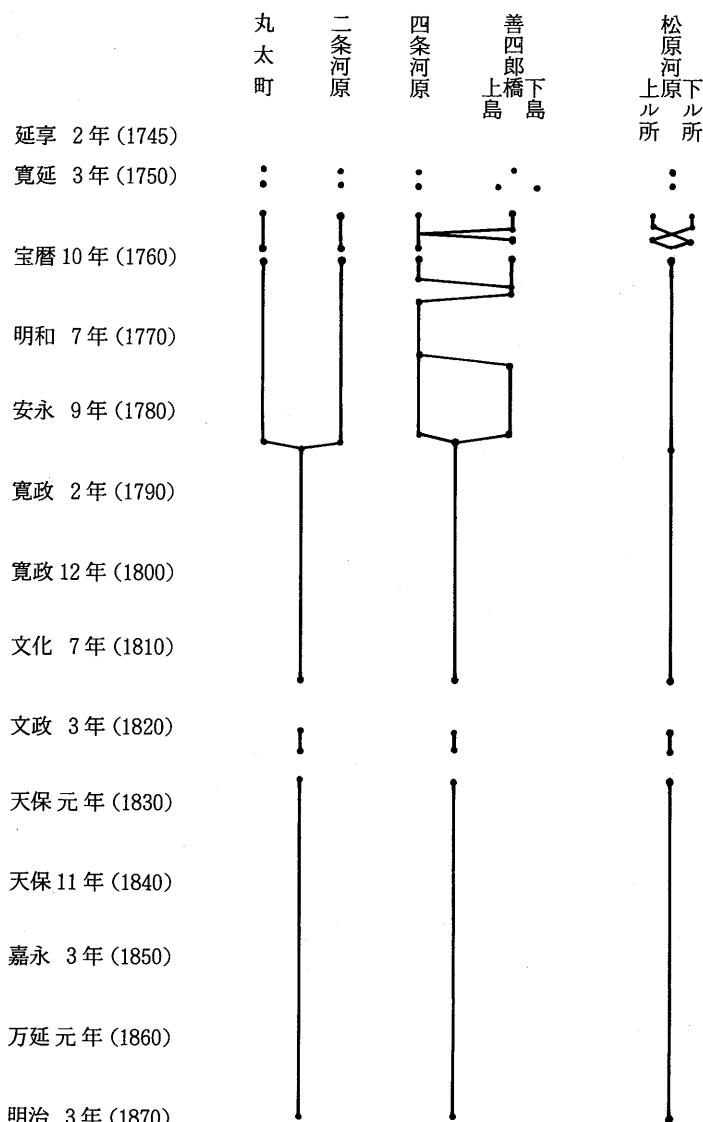
(出所) 小遣方「用事留」、賄方「用事留」(三井文庫所蔵史料 本795~本816)。

※1 「此所之非人川瀬替り候故 四條河原へ集」

※2 「両町△申合、此所ニ差置不申由ニ而善四郎橋へ下」

※3 「一善四郎橋 弐百人 内 百卅人 本店△ 七十人 両替店△」

第2図 寒中非人施行実施場所



注) 第7表より作成。

1400

1300

1200

1100

1000

900

800

700

600

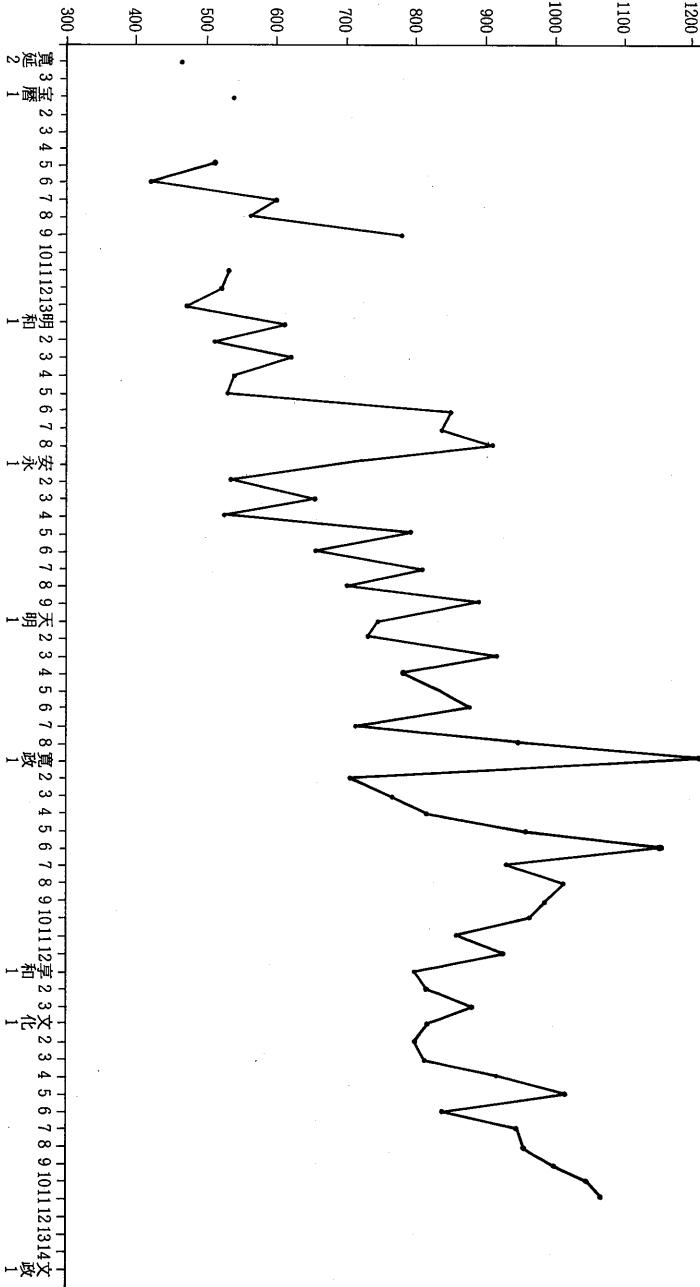
500

400

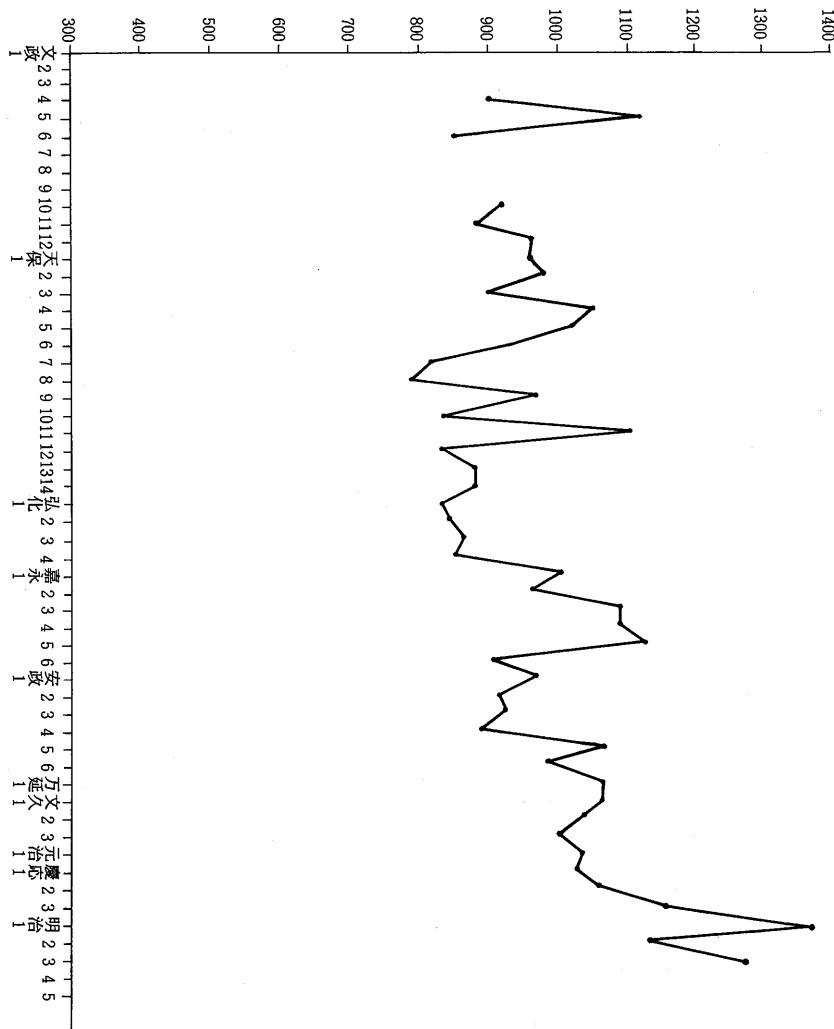
300

第3図 寒中非人施行人数

注) 第7表より作成。



三井文庫所蔵の三都・非人関係史料（塙田）



史料1 宝曆五年（一七五五）「用事留（小遣方）」（本七九五）

一例年之通寒中非人江施行遣申度候間、御相談可被下候、則左之通

之通

丸太町

二条井夷川

百人

四条下ル所

九拾人

善四郎橋

百拾人

松原上ル所

百人

同下ル所

七拾人

五百拾人計

内丸田町^(マタニ)より四条下ル所迄

武百三拾人

善四郎橋^{より下}

凡武百三拾人計と見而、凡日數廿五日之間

白米四石七斗五升

^(八五分)チサ

此代^(四月十五日迄)舟マエ入

右之通御座候、尤両替店と累年聞合差遣候御事御座候、宜御評儀可被下候、以上

亥極月朔日

彦四郎
勘助

(付箋)
「一寅年施行米

壱人前 四夕当
日數廿二日

五石六升

外二壹斗五升 うばら遣ス

五石武斗壹升

但丸太町より四条下ル所迄武百三拾人計

史料2 寛政七年（一七九五）「用事留（小遣方）」（本八〇一）

一例年之通寒中非人へ施行指遣申度、則人数左之通

会所

覺

丸太町

二条川原

寅年^(ツブシ)舟サシ人
三百五拾人

善四郎橋

同^(ツブシ)舟サシ人
三百五拾人

松原川原

同^(ツブシ)舟サシ人
三百五拾人

ウ舟マシ人

同^(ツブシ)舟サシ人
三百三拾人

右之通御座候、宜敷御評定可被下候、以上

卯十一月

(付箋)
「一寅年施行米

壱人前 四夕当
日數廿二日

五石六升

外二壹斗五升 うばら遣ス

五石武斗壹升

代マ舟サママ入 白米石^(七五タタク)
工ササ入^(五六タタク)

当年相場白米石ウカゝ位

史料3 寒中非人施行関係「永書」抜書

〔享保〕〇年〔一七三五〕一一月二九日 「永書」（本一一三）

同所下ル所 六拾人余 同 三助と申非人也
大工ト申非人也

当廿五日夕より東川原非人へ粥之施行有之、毎夕凡四斗ほど炊
出し大桶三つ程ニ入、武人掛リ三釣ニノ持出、四条より上荒神

川原迄之処手前より悉ク指遣、四条より下七条川原迄之処両替店

より持出悉ク指遣、今日二而未施行米高相知不申候

粥式荷 四人

宰領 作兵衛

番人 藤兵衛

ちやうちん式はり

五合檢杓式本

但非人老人前ひしやくニ一盃ツヽの積、尤老人前ニ米
ニテ壹合三夕余当ル、ひしやくニ汲候而たつぶりと相
見ヘ候積ニテ、五合ひしやく少底をあけ候而遣ス、尤
かいけひしやくニ而ハ柄短ク候由

此所へ三条縄手下小屋の非人囉ニ出候へは大分ノ事ニ
候へ共、当年ハ八木下直ニ候故や、纔ならては出不申

候事

尤かゆ致候ニ付、上米吟味之上
此代セ舟サシ^(二百五十包)へ

白米ニテサシゝかへ

但毎夜米四斗ツヽ、かゆに炊、大桶四ツへ入、四荷ニメ、
人数八人其外宰領男式人、外ニ番ノもの藤兵衛友次郎
相添遣ス、尤本店請前之場所

東川原四条上ル所 八拾人余 棟梁川原預

東川原四条上ル所 八拾人余

棟梁川原預

〔享保〕二一年正月五日
粥施行今日より又々初ル

五日晴天

〔享保〕二一年三月二一日

一世間より川原非人共寒中毎年かゆ指出候族數多相聞ヘ、手前
儀も困窮之節は指出申儀も有之候得共、毎年指出申義ニ而も
無之、仍而当冬主中様方御相談之上、本店両替店より米五石
ツヽ、都合両店より拾石かゆニ炊指出し、則仕方左之通

一本店 米五石綿屋次助方へ申渡

此代セ舟サシ^(二百五十包)

尤かゆ致候ニ付、上米吟味之上

白米ニテサシゝかへ

(天明七年一二月四日)

一寒中施行粥当一日互差遣申候事

(寛政元年(一七八九)一月二十五日)
廿五日雨天

寒中施行今日旨指遣候事

(寛政三年二月二日)

十三日晴一寒中施行之粥今日より差出候事

卷之三

一每例之通寒中施行朔日占差出候事

〔寛政七年〔一七九五〕二月〕

一例年寒中施行粥之義。今年之御一件筋二付，遠慮之旨，可以

麁屋町三条下ル町乾伍兵衛方借受焼出差遺候
両替店は河原町三丁目六番町一毛出置業事

四條上ノ畠貢極野ノ火燒山這個事

(寛政八年二月一〇日)

一例之通寒中施行粥今日も指出候事、尤昨年は乾伝兵衛方ニ而為焼候へとも、今年は店表より直ニ遣候也

(寛政九年二月二三日
廿三日)

寒中施行瀟今夕b差出候事

(寛政一〇年一二月三日)

一如每歲寒中施行粥今日占差出候事

(寛政二年一二月九日)

一寒中施行粥今日已差出候事

(寬政二年二月一日)

一如每歲寒中施行粥今日乞差出候事

卷之三

一如每列寒中施行粥差出候事

(享和二年〔一八〇二〕二月二日)

寒之入遲く候故当年ハ寒前占差出ス

